

心ふれあいしあわせ実感うるおいの郷 とよおか

---

## 第4次豊丘村総合振興計画

*The 4th General Program for the Promotion*



# 豊丘村民憲章

わたくしたちの村は、東に伊那山脈、西に天竜川を望む  
河岸段丘の上であり、豊かな自然に恵まれ  
古くより竜東の中心地域として発展してきました。

緑と清流を、こよなく愛する  
村にしましょう。

教育を重んじ、文化のかおり高い、  
平和な村にしましょう。

産業をおこし、若い力を育て、  
活力ある村にしましょう。

思いやりの心をもち、希望のある、  
福祉の村にしましょう。

あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、  
住みよい村にしましょう。





豊丘村長 吉川 達郎

## 発刊にあたり

平成15年から始まります、豊丘村の第4次総合振興計画は、これからの村づくりの骨格となるもので、21世紀新時代の希望と夢を求めた気持ちで出来上がりました。

計画の策定に当たりましては、村民2000人を超える皆様からの貴重なご提言、ご意見を頂く中でまとまったものです。

今、地方の時代と叫ばれ都市と農山漁村が、それぞれの特徴を生かしながら、ともに地方分権の名の下に、たくましく協力し合って地域づくりをする時代を迎えております。

景気・財政の大きな好転は当分望めない時代の中で、この素晴らしい恵まれた自然と共生し、お互いに思いやりの心と心が一つになって「住みたくなる、住んでいて良かった」この故郷となることを切望して止みません。

今年中には、平成の市町村合併問題も、この地域としてある程度の方向付けがされることになるとと思いますが、将来の方向を間違いのない、夢と希望が膨らむ、そしてどの方向に決まったとしても、決まったその方向に地域一丸となって、協力し合うことが何より大切と思います。

十年一昔とよく言われますが、今はスピード時代、事業内容については柔軟性をもって時には見直し、10年後にどのような故郷になっているのか本当に楽しみです。

最後に策定に携っていただいた、皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、村民皆様方のご理解とお力添えを重ねてお願い申し上げ、発刊のご挨拶と致します。

平成15年 3月



## 第1部 序論

### 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の目的 6
2. 計画の性格 7
3. 計画の構成と期間 8

### 第2章 計画の背景

1. 村の概要 10
2. 人口と世帯の動き 14
3. 就業人口・就業構造 17
4. 時代の潮流 18

## 第2部 基本構想

### 第1章 むらづくりの基本理念 24

### 第2章 むらの将来像 25

### 第3章 人口 26

### 第4章 土地利用 27

### 第5章 施策の大綱 28

## 第3部 基本計画

### 第1章 土地利用計画

- 第1節 土地利用計画 42





## 第2章 「人」豊かで温かな心を育む郷づくり

### 第1節 住民参画社会の構築

1. 住民自らの地域づくりの推進 50
2. 男女共同参画社会の推進 52
3. 高齢者・障害者が活躍する社会の形成 54
4. ボランティア・NPO活動の振興 56
5. 国際性豊かな地域づくり 58

### 第2節 人権尊重の推進

1. 人権教育の推進 59

### 第3節 生涯学習の推進

1. 社会教育の充実 60
2. 学校教育の充実 62

### 第4節 青少年の健全育成の推進

1. 青少年の健全育成 64

### 第5節 スポーツと文化の振興

1. スポーツ振興 66
2. 文化財保護と地域文化の振興 68

### 第6節 コミュニティの推進

1. コミュニティの推進 70

## 第3章 「緑」自然と人が共生する郷づくり

### 第1節 環境にやさしいむらづくりの推進

1. 豊かな自然環境の保全 74

### 第2節 清らかな水環境の保全

1. 水環境の保全 76

### 第3節 美しくやさしい生活空間づくり

1. 良好な景観の形成 78

### 第4節 循環型社会の構築

1. 一般廃棄物処理対策 79
2. 産業廃棄物処理対策 82

## 第4章 「快」安全で快適なうるおいのある郷づくり

### 第1節 総合的な防災対策の推進

1. 安全な村土づくり 84
2. 消防組織の整備と強化 86
3. 防災対策の充実 88

### 第2節 道路・交通体系の整備

1. 道路交通網の整備 90
2. 公共交通機関の確保と充実 92

### 第3節 生活環境の向上

1. 住宅対策 94
2. 公園の整備 96
3. 消費者行政 98



<b>第4節</b>	<b>交通安全・防犯対策の充実</b>	
1.	交通安全対策の充実	100
2.	防犯対策の充実	102
<b>第5節</b>	<b>上下水道の整備と充実</b>	
1.	水道施設の整備と充実	104
2.	下水道施設の整備と充実	106
<b>第6節</b>	<b>地域情報化の推進</b>	
1.	情報化の推進	108
2.	CATVのデジタル化	110

## 第5章 「支」皆で支え 安心して暮らせる郷づくり

<b>第1節</b>	<b>社会福祉の充実</b>	
1.	地域福祉の向上	114
2.	高齢者福祉の充実と介護保険制度	116
3.	障害者福祉の充実	118
4.	子育て支援対策と児童・ひとり親家庭福祉の充実	120
<b>第2節</b>	<b>健康づくりの推進</b>	
1.	健康づくりの充実	122
<b>第3節</b>	<b>保険・医療の充実</b>	
1.	国民健康保険・老人医療対策	128

## 第6章 「創」交流し創造する 活力ある郷づくり

<b>第1節</b>	<b>農業の振興</b>	
1.	農業の振興	132
<b>第2節</b>	<b>林業の振興</b>	
1.	林業の振興	136
<b>第3節</b>	<b>商業の振興</b>	
1.	商業の振興	138
<b>第4節</b>	<b>工業の振興</b>	
1.	工業の振興	140
<b>第5節</b>	<b>都市との交流と観光の振興</b>	
1.	観光の振興	142
2.	都市との交流の振興	144
<b>第6節</b>	<b>行財政運営の効率化と広域行政の推進</b>	
1.	行財政の効率化	146
2.	電子行政の推進	148
3.	行政改革の推進と職員資質の向上	150
4.	村税の徴収方法の合理化	152
5.	広域行政の推進	154

<b>資料編</b>	157
------------	-----



1. 計画策定の趣旨
2. 計画の背景

# 第一部 序論



豊丘村役場

## 第1章 計画策定の趣旨

### (1) 計画の目的

本村では、平成5年4月に「自然と人が共生するうるおいのある村づくり」をむらの将来像とした「第3次豊丘村総合振興計画」を策定し、これをむらづくりの指針として計画的に施策の展開を図り、村勢の発展、村民生活の向上に努めてきました。

しかし、この間、地球温暖化、オゾン層の破壊、ダイオキシン類をはじめとする有害物質による汚染などの環境問題の深刻化、少子高齢化の進行、あるいは情報化や国際化の進展、高速交通網の整備による交流圏や経済圏の拡大など、私たちを取り巻く環境は、予想を上回るスピードで大きく変貌してきています。加えて、地方分権の本格的な推進や介護保険制度の創設など自治体行政をめぐる枠組みの変革も進められています。また、私たちの意識や価値観も多様化してきており、これらの変化に迅速かつ的確に対応することが必要となっています。

こうした時代の潮流に的確に対処し、村のさらなる発展と豊かな村民生活の実現を図るため、豊丘村の優れた資質を生かし、村民とともに築く21世紀初頭のむらづくりの指針として「第4次豊丘村総合振興計画」を策定したものです。

#### ■地球温暖化

産業活動等による二酸化炭素の発生、森林伐採による酸素供給能力の低下によって地球上の熱が蓄積され地球全体の温暖化が進むこと。生態系など地球環境に危機的なダメージを与えるとされる。

#### ■オゾン層の破壊

主にフロン等による人為的な原因によって、成層圏やオゾン層が破壊され、その結果、太陽からの強い紫外線が直接地上に降り注ぎ、人間やその他の生態系にガン等の病気、生育阻害等の悪影響を与える現象。

#### ■ダイオキシン類

塩化ビニール樹脂や塩化ビニリデン樹脂など、塩素を含む物質が、焼却過程などで有機物と反応して発生する有毒な有機塩素系化合物のこと。これらの物質の中には、発がん性を高めるなど毒性の強いものがあるため、全国的に抜本的な低減対策を講じることが急務になっており、近年、法改正により規制の強化がなされた。

## (2) 計画の性格

総合振興計画は、本村の将来を見据えめざすべき「むらの将来像」を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を定めるとともに、施策の展開にあたっての基本方向を示すものです。

また、村政運営の最も基本となる指針であるとともに、村民や本村に関係する団体・企業・事業者など、あらゆる人々にとって共通の指針となるものです。

この計画に基づき、村民・行政が連携・協力して総合的かつ計画的な行政運営ならびにむらづくりに関する諸活動を進めていくこととします。



### (3) 計画の構成と期間

#### ①基本構想

基本構想は、将来の村のあるべき姿（むらの将来像）及びめざすべき方向（むらづくりの目標）を明らかにし、その実現のための基本的施策（施策の大綱）を定めたものです。

村政運営を総合的・計画的に進めていくための基本となるものであり、また、村民や団体、事業者等のむらづくりに関しての行動指針ともなるものです。さらに、国や県などが本村に関わる諸施策を行う際に尊重されるべき指針となるものです。平成15年度を基準年次とし、目標年次を平成24年度とします。

#### ②基本計画

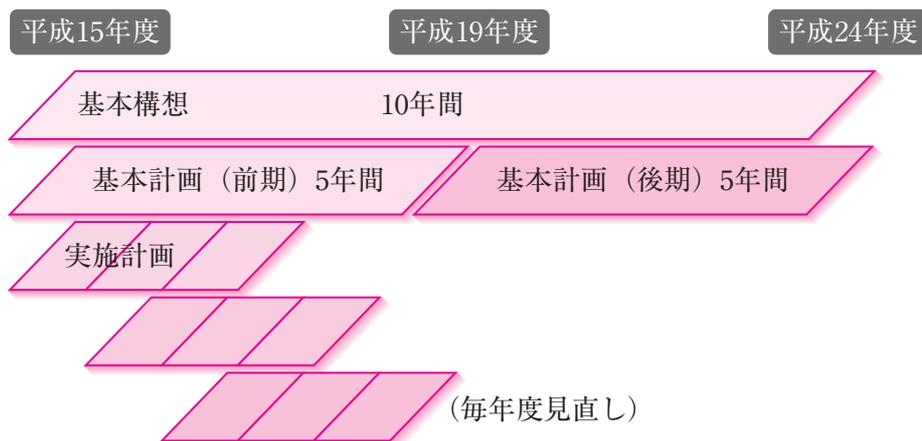
基本計画は、基本構想を実現していくために必要な施策を分野別に体系化し定めたものです。基本計画は、前期計画（平成15年度～平成19年度までの5年間）と、後期計画（平成20年度～平成24年度までの5年間）とします。



### ③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策の事業計画として具体化するものであり、毎年度の予算編成の指針となります。

計画期間は3年間として毎年度ローリング方式により見直しを行い、別途定めるものです。



#### ■ローリング方式

当初年度を含む3か年を対象とした計画を策定し、次年度においては、当初年度を除き第4年度を加えた3か年を対象とした計画の見直しを行い、順次これを繰り返す方式。

## 第2章 計画の背景

### (1) 村の概要

#### ①位置と地勢

豊丘村は長野県下伊那郡の北部、天竜川の東側に位置し、東は鬼面山(1,889.3m)および大西山等、伊那山脈を境として大鹿村、上村に続き、南は高関山境に喬木村に接しています。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川をはさんで松川町生田に接しています。総面積は76.85km<sup>2</sup>で、東西10.5km、南北7.5kmの地形は、山林がほぼ80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域および山間地帯(上段地域)に大別されます。

地質は、天竜川の沖積地帯(下段)、伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地(中段)、花崗岩の基盤上を砂質土で覆った山間地帯(上段)から成っており、伊那山脈に源を発する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市の沢川、間沢川の一級河川が、いずれも段丘を横断して溪谷をつくり天竜川に注ぐなど起伏に富んだ村です。



■豊丘村役場の位置  
北緯 35度33分05秒  
東経 137度53分43秒  
標高 425 m

## ②沿革

本村は、1万年以前の旧石器時代から人が住みつき、土地の利を生かした独自の暮らしを拓いてきたといわれ、村内各地からは、縄文時代の土器や土偶、古墳時代の須恵器などが多数出土しています。

奈良時代は伴野庄の中心地域で、平安時代は上西門院の御領地であり、鎌倉時代になって地頭として知久氏が久堅を中心に次第に勢力を拡張するなかで同氏の統治下に入り、吉野、室町の両時代を経過しました。

戦国の世となって知久氏は一時滅び、武田、織田、豊臣等の諸氏の支配を転々としましたが、徳川氏の政治が安定すると、河野、堀越、田村は再び阿島知久氏の知行所となり、林は幕府の直轄地（天領）となって上伊那飯島代官所の支配に属しました。また、伴野、壬生沢、福島は美濃高須藩松平氏の所領となって山本村の竹佐代官の支配する所となりました。

明治のはじめ、虻川以北の地域は伊那県に、以南の地域は名古屋藩に属しましたが、明治4年全地域筑摩県下に編入となりました。

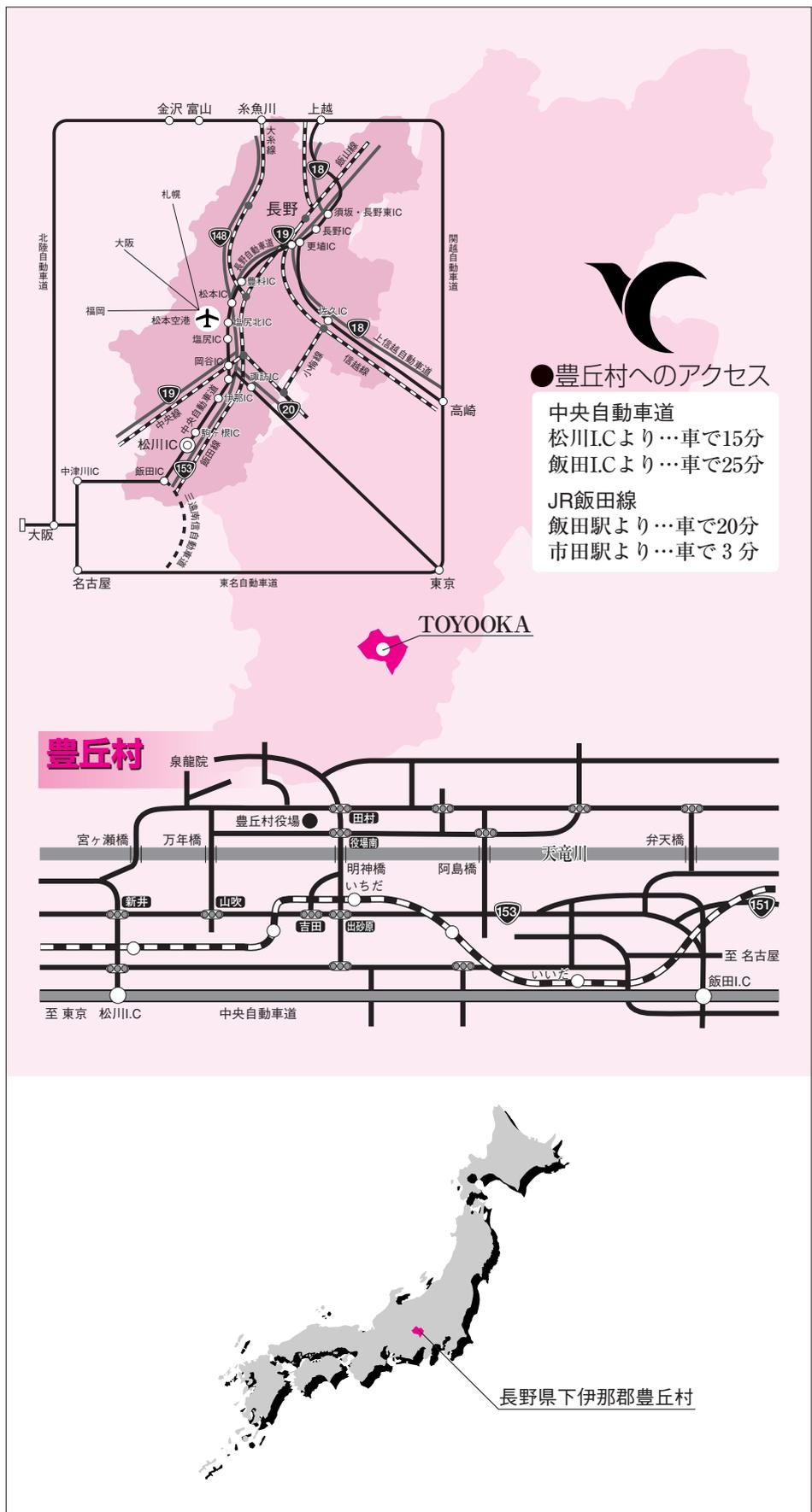
明治8年、河野は生田と合併しましたが、同14年再び別れて、河野村になりました。役場は生田と連合して福与にありました(連合戸長役場)。しかし、明治22年町村制施行に伴い役場も別々になりました。

一方、田村、林、壬生沢、伴野、福島の地域は、明治8年に合併して神稲村をつくり、明治9年には両村とも長野県の所管に入りました。その後、明治、大正、昭和へ続き、昭和30年4月、河野、神稲両村が合併して現在の豊丘村が誕生しました。

### ③交通条件

本村には鉄道の駅はありませんが、天竜川をはさんだ西側にJR飯田線が通過しています。最寄駅は市田駅などで、村の中心部から約1.5kmの距離にあり、徒歩でも約15分で行くことができます。

道路については、天竜川沿岸地帯を主要地方道 県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が南北に通り、それに直交して県道市田停車場線が通っています。また、河岸段丘地帯を広域農道が南北に通過し、この4路線が村の広域道路体系の骨格となっています。また、中央自動車道松川インターチェンジ及び飯田インターチェンジまでは車でそれぞれ約15分と約25分の距離となっており、自動車交通においては高い利便性を有しています。



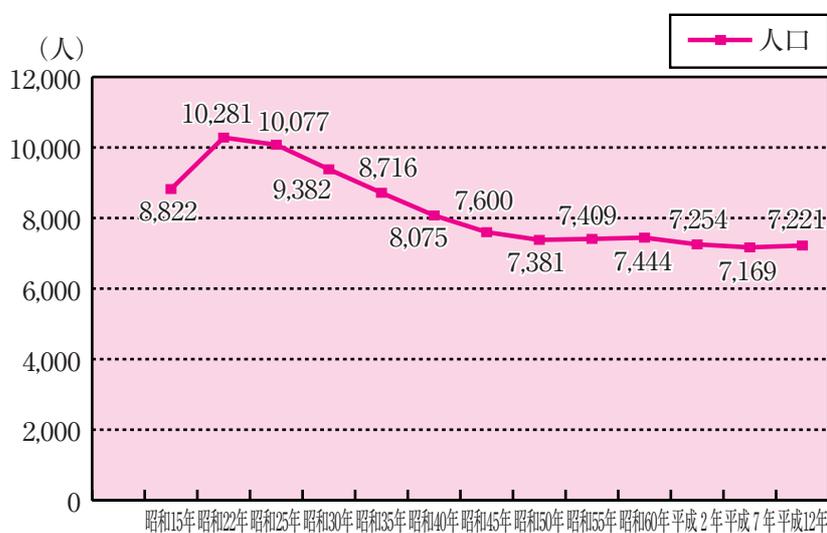
## (2) 人口と世帯の動き

### ①人 口

本村の人口は減少傾向にはあるものの、昭和45年以降その傾向は緩やかなものとなっています。

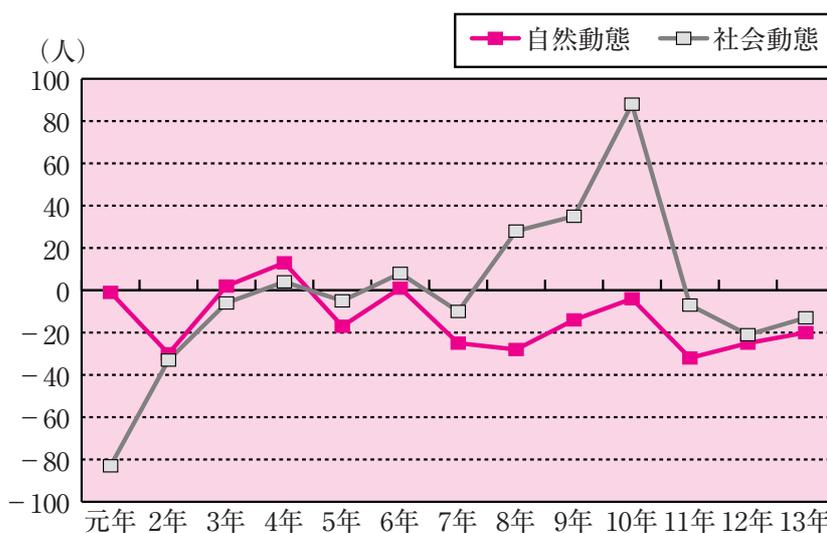
人口の自然動態は減少傾向が続いています。一方、人口の社会動態は増加と減少を行き来している状態が続いていますが、平成8年から10年にかけては大きく増加しました。これは伴野地域をはじめとした住宅の増加によるものと考えられます。

人口の推移



(資料：国勢調査)

自然動態と社会動態の推移



(資料：住民基本台帳)

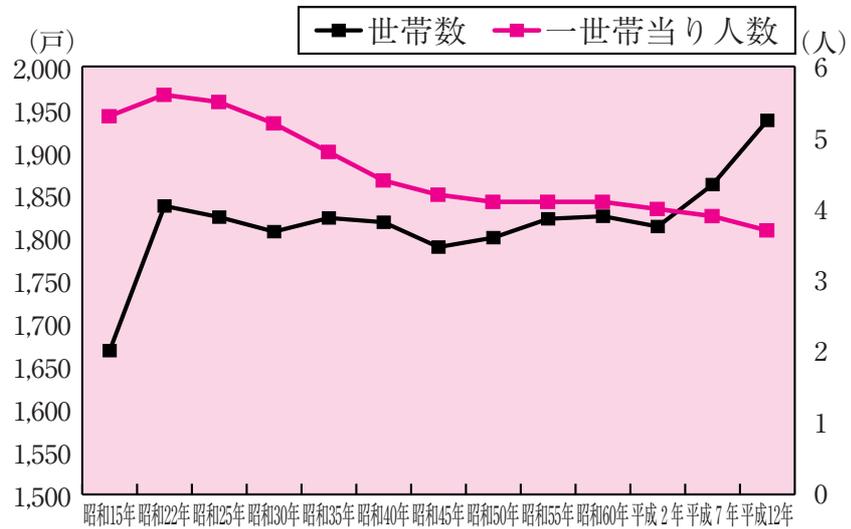
■自然動態  
出生、死亡による人口の変化をみたもので、出生数と死亡数の差をいう。

■社会動態  
転入、転出による人口の変化をみたもので、転入者数と転出者数の差をいう。

### ②世帯数

世帯数は平成2年から急激に増加していますが、一世帯当りの人数は減少しつづけています。これは核家族化が進行していることを示します。

世帯数と一世帯当り人数の推移



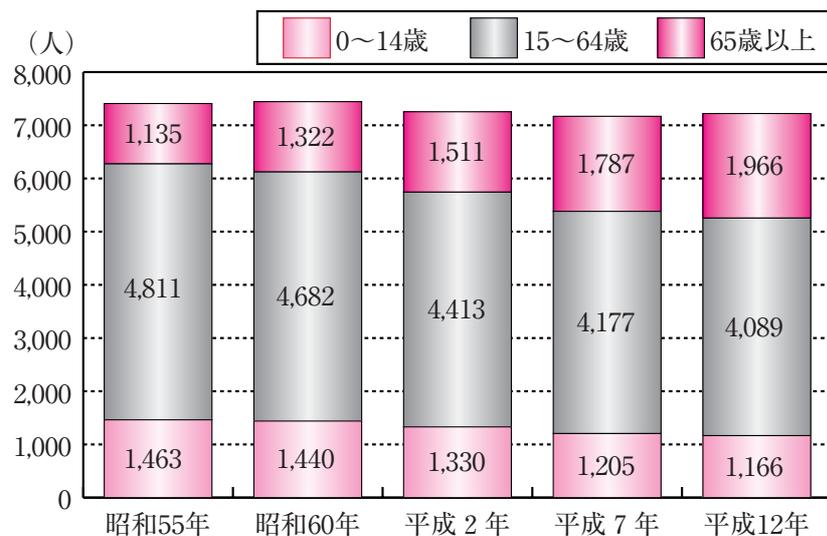
(資料：国勢調査)

### ③年齢構成

年齢構成では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しつづけています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

このように、本村においても少子高齢化が進行しており、特に、高齢化率は27.2%と全国平均17.5%（平成12年国勢調査）を大きく上回っています。

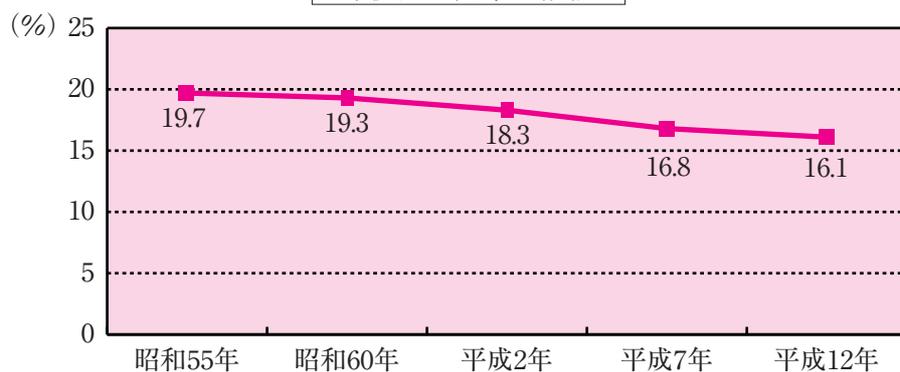
年齢構成の推移



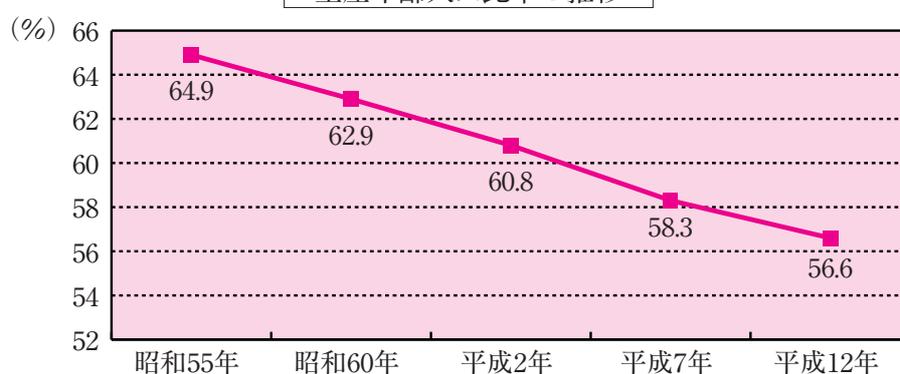
(資料：国勢調査)

■高齢化率  
総人口に対する高齢者（65歳以上）の占める割合。

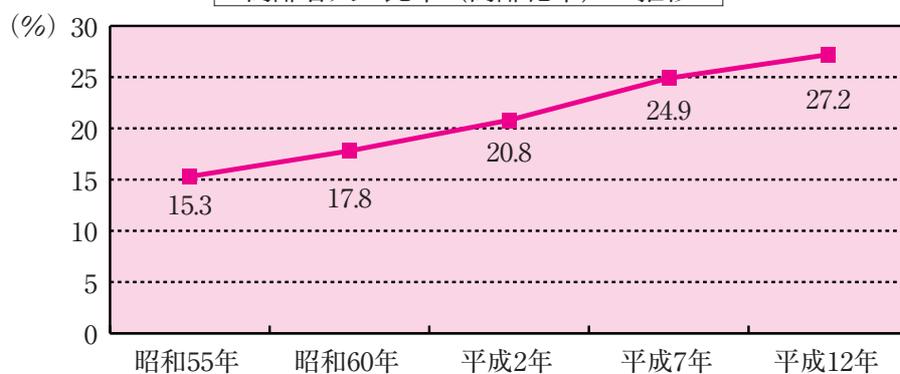
年少人口比率の推移



生産年齢人口比率の推移



高齢者人口比率（高齢化率）の推移



人口の推移と年齢構成

(単位：人)

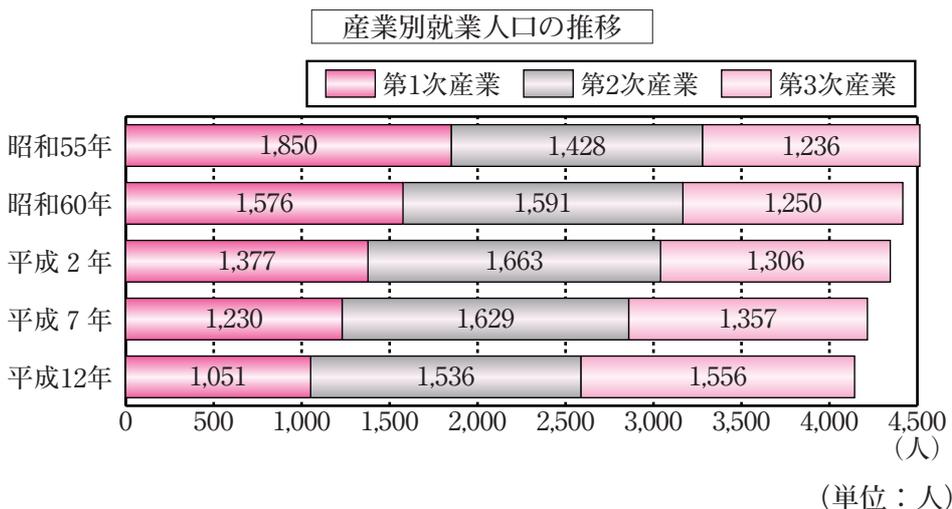
区分/年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	7,409	7,444	7,254	7,169	7,221
年少人口 (0～14歳)	1,463	1,440	1,330	1,205	1,166
生産年齢人口 (15～64歳)	4,811	4,682	4,413	4,177	4,089
高齢者人口 (65歳以上)	1,135	1,322	1,511	1,787	1,966

(資料：国勢調査)

### (3) 就業人口・就業構造

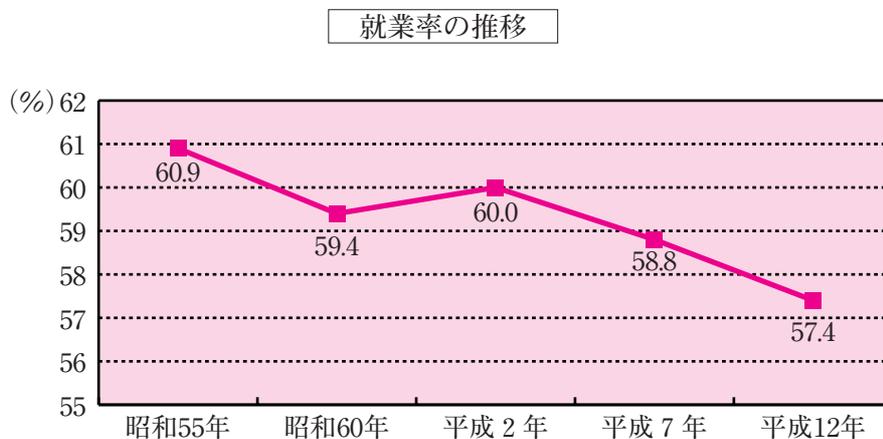
就業人口ともに就業率は減少しています。これは人口の減少と高齢化の進行によるものと考えられます。

就業構造については、第1次産業が減少、第2次産業が横ばい、第3次産業が増加しており、その結果、平成12年では第3次産業就業者が最多となっています。



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業人口 (分類不能含む)	4,514	4,422	4,349	4,218	4,145
第1次産業	1,850	1,576	1,377	1,230	1,051
第2次産業	1,428	1,591	1,663	1,629	1,536
第3次産業	1,236	1,250	1,306	1,357	1,556

(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

## (4) 時代の潮流

現在、我が国の社会経済構造は大きな転換期を迎えており、21世紀における新しいむらづくりの展開に当たっては、社会経済情勢や村民意識の変化など時代の潮流を的確に捉え、これらに適切に対応していくことが必要となっています。

### ① 少子高齢社会の急速な進展

我が国の人口は、出生率・出生数の低下（少子化）などにより急激に伸びが鈍化しており、このままの傾向が続けば平成18年にピークを迎え、それ以降は減少局面に入るといわれています。また、平均寿命の伸長とともに高齢者人口が増加し、我が国は世界に類をみないスピードで高齢社会を迎えています。

少子高齢化の進行は、租税負担層となる生産年齢人口比率の減少を意味しており、医療・福祉需要の増大による扶助費の増加と税収の減少という形で地方財政を圧迫するとともに、地域経済にとっても悪影響を与えることが予想されています。

今後は、高齢者が健康で安心して快適に暮らせる長寿社会づくりや安心して子供を生み育てられる社会の構築が求められます。

### ② 地球環境問題の深刻化

近年の地球温暖化現象や酸性雨等の地球規模の環境問題から河川や地下水の水質汚濁といった身近な問題に至るまで、環境に対する関心は高くなっています。また、あわせて、自然環境の保護に対する住民意識の高まりもみられます。

これら環境破壊の要因として、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式がもたらした環境への負荷の増大が考えられ、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階を通じて、環境への負荷の少ない自然と共生する循環型の経済社会システムへの転換が求められています。

このため、地球環境から身近な地域の環境に至るまで、環境との共生に向けて、企業の諸活動や個人のライフスタイルを含めて幅広く見直しを行い、社会全体を環境負荷の少ない循環型社会に転換していくことが求められています。

#### ■酸性雨

大気中の窒素化合物や、硫黄化合物等により雨が酸性になること。これにより樹木が枯れるなどの被害が起る。

#### ■環境負荷

水や大気、動植物などの自然環境に対して、人工的な排出物などが与えるマイナスの影響。

#### ■循環型

自然の物質循環を損なわないよう、生産、消費、廃棄など社会経済生活活動の全般を通じて、資源やエネルギーの一層の効率化を進めたり、不用物の発生を抑制するなど、大気、水、土壌など環境への負荷を極力軽減しようとする物質循環に基礎を置いた仕組み。

### ③高度情報化社会の進展

高度情報通信技術の急速な進展により情報通信の高速化、大容量化が進み、情報の時間的・空間的制約が取り払われつつあります。その顕著な例がインターネットの発展であり、いつでも、どこでも、誰でも直接世界中と情報を受発信することが容易となり、文字、音声、画像など多様な情報を短時間で大量に処理することが可能となってきています。

このような社会は人々のコミュニケーションの機会を増大させ、消費生活の利便性はもとより、教育・学術文化や医療への応用など、生活の様々な分野に画期的な変革をもたらすものとして期待されています。

しかし、一方では各種の制約からこのような技術進歩の成果を十分に享受することのできない人々もおり、情報格差の問題にも配慮した対応が求められます。

行政においては、電子自治体の実現や地域の社会経済活動の活性化に資する情報基盤の整備に取り組むなど、高度情報化の進展に適切に対応し、住民サービスの向上を図っていくことが求められています。

### ④経済環境の変化

右肩上がり成長を続けてきたわが国の経済は、バブル経済の崩壊後停滞期に入っており、金融不安、雇用情勢の悪化等に伴う厳しい経済状況は様々な分野に影響を及ぼしています。国においても景気回復のための諸施策に取り組んでいますが、回復基調は緩やかなものであり、経済・社会システムそのものの見直しを余儀なくされています。

このような経済情勢の変化に対応するため、従来産業の体質の改善や消費者ニーズに対応した新規分野開拓の支援を強化し、農林業、商工業、観光等サービス業などの産業の振興を図らなければなりません。

#### ■インターネット

様々なコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された世界的規模のコンピュータネットワーク。

#### ■電子自治体

行政の事務処理や住民サービスなどにおいて情報処理技術を徹底的に活用する自治体。

### ⑤個性の尊重、価値観の多様化

生活が豊かになるなか、所得水準の向上や余暇時間の増大などにより、人々は「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」を求め、個人の生き方を大切にす傾向が強まってきました。また、価値観も多様化し、むらづくりや文化・教育等に対する住民ニーズもますます多様化してきています。

行政においては、このような多様な価値観に応えるため、生涯学習などの仕組みづくりや身近な生活環境の向上に努めていくとともに、地域社会においても、住民それぞれの異なる価値観を尊重しながら連帯し活動できる新しいコミュニティづくりが求められます。

### ⑥国際化の進展

情報通信技術の進歩、市場経済の拡大などにより、経済活動が国境を越え、さらに、企業が立地する国を選ぶ国際的な大競争時代を迎えています。

これに伴い、世界の国々は政治・経済はもとより、学術・文化など様々な分野において交流が深まるだけでなく、地域・住民レベルでの草の根の国際交流も進み、広範囲なネットワークを形成することが可能となっています。

こうした中で、人々の意識も国際化し、社会全体が国際的に共有すべき価値体系を重視するスタイルに変わりつつあります。

今後は、国際的に共有できる価値体系のもとで、互いの能力や文化・価値観を認め合い、理解を深め合う交流の取組と国際化に対応できる人材の育成が求められます。

#### ■コミュニティ

共同体、地域社会、生活共同体。生活の場において、住民として自主的と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目的をもった開放的、かつ相互に信頼感のある集団のこと。

### ⑦地方分権の進展

中央集権型の行政システムは、わが国の発展に大きく寄与してきた反面、画一的な統一性・公平性により地域社会の諸条件が十分反映されにくいシステムとなってきました。こうしたことから、地方自治体の自主性・自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充をめざし、地方分権が進められています。

地方分権の推進により、地方自治体は行政運営の自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において、住民の意向を反映し地域の実状に即した行政が求められることとなります。自治体の行政運営能力が大きな課題となると同時に、市民や地域とのより一層の協力体制づくりが必要となってきます。

今後は、地方分権により増大する自治体の役割を十分に果たし、効率的に行政運営を行うため、広域行政のあり方や市町村規模の妥当性を含めた行政体制の検討を行い、地方自治新時代にふさわしい行政システムを構築しなければなりません。

#### ■地方分権

中央政府が自治体に対してさまざまな分野において権限を委譲し、対等・協力の関係のもと、自治体の個性や特色などを生かし、自己決定にもとづく自主的な施策を実施できるようにしようとするもの。

